

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	保健師地区活動(24-14-75-01)	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	伊藤啓子	内線	432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(19年度)	保健師地区活動(24-14-75-01)				
事務事業の種類	新規事業 (19年度 18年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	22 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	区民の健康づくりの推進[01-01]			
目的	家庭や地域を訪問し、関係機関との連携により具体的な支援をすることで、区民の健康問題解決をはかる。さらに様々な地区活動を通して、区民の生活の質の向上、健康レベルの向上を図る。				
対象者等	1 健康問題をもつ区民（結核を含む感染症・精神障害者・生活習慣病・難病・妊産婦・乳幼児等） 2 一般区民(自主グループ・各種教室修了者の会・PTA・各種患者の会・町会等)				
内容	1 個別の健康問題をもつ区民とその家族に対しては、家庭訪問、面接相談、電話相談や関係機関との連携により、具体的に支援し、問題解決を図る。 2 地域の共通した問題に対しては、地域団体・諸グループ等への支援、啓発活動を通し、地域での健康問題の解決に取り組む。 3 地区活動を通し、健康問題の解決、疾病の予防、健康的な環境、まちづくりを推進していく。				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成10年度 老人保健法に基づく高齢者・痴呆・難病患者の在宅ケアに関する事業は、高齢者福祉課に移行。保健所は精神保健福祉、子育て支援、健康づくり事業の強化体制を整備した。 ・平成12年度 組織改正により保健と福祉部門が統合し、総合的なサービスの提供ができる体制がつけられた。高齢者の健康づくり、ねたきり予防、各種保健サービス事業は高齢者保健福祉課に移行。精神障害者や難病患者等の各種申請事務は、障害者福祉課に移行。保健所は、地域ぐるみ健康づくり推進事業、在宅難病患者支援、子育て支援、母子保健、精神保健福祉、結核を含む感染症予防などに取り組んだ。 ・平成17年度 結核感染症担当保健師を専任とし、健康危機への即時的、専門的な対応ができたとした。 ・平成18年度組織改正により、保健所は健康部として福祉部門と分離し、精神保健福祉相談に関する事業は、障害者福祉課に移行し保健師を配置した。 				
必要性	疾病を抱えた区民への保健師による家庭訪問・相談等は不可欠である。また、健康づくり推進のための地区活動は、今後ますます重要となる。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	262	241	224	215	192	196	195	
決算額(19年度は見込み)	241	238	222	214	192	193	195	
人件費					35,166	11,102		
【事務分担量】(%)					408	130		
合計(+)	241	238	222	214	35,358	11,295	195	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	241	238	222	214	35,358	11,295	195	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	家庭訪問	1,663	1,629	1,254	1,350	1,670	1,085	1,500
	その他の地区活動 (電話・面接・関係機関)	8,611	11,619	10,534	12,670	11,790	5,000	5,500

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	計測検査物品等	192	計測検査物品等	193	計測検査物品等	195

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	家庭訪問	1,350	1,670	1,085	1,500	1,600	
	その他の地区活動	12,670	11,790	5,000	5,500	6,500	

（問題点・課題分析）	<p>平成20年度から、医療保険者に特定健診の実施が義務付けられ、健診項目と保健指導の見直しなど、さまざまな制度の改正が予定されている。予防重視の方向性が明確になっている中で、区民の健康づくりを効果的かつ強力に推進するための体制の整備が不可欠である。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	区民の健康づくりを強力に進める事業に必要なマンパワーの確保	予防重視の保健師地区活動ができる。
	職場内研修・職場外研修の充実・強化	保健師の資質の向上を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	対象者の処遇とともに、地域特性の把握と区民の協働による健康づくりに欠かせない活動であり、優先度の高い事業である。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	地域ぐるみ健康づくり推進事業費	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	栗山幸久	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	地域ぐるみ健康づくり推進事業費（24-63-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	区民の健康づくりの推進[01-01]			
目的	健康づくりを推進するためには、個人の自覚と実践を基本としつつ、社会全体として推進していくための環境・仕組みを改善・整備する必要がある。地域全体の健康度向上のために、一次予防の推進と健康な地域づくりを併せて行っていく。				
対象者等	区内在住・在勤者、健康づくり活動グループ				
内容	<p>平成19年3月に策定した荒川区健康増進計画に掲げる、地域ぐるみの健康づくりの推進、子どもの健康増進、働き盛りの健康増進及び健康づくりを支援する環境整備という4つの体系に従い、「生涯健康都市あらかわ」の実現を目指す。具体的には、この計画に盛り込まれた施策を具体化し、実施していくために、単年度ごとに策定する生涯健康都市づくり戦略により定める、次の二つの重点プランを中心に取り組んでいる（「延ばせ健康寿命」プランは本事務事業では取り扱わない）。</p> <p>(1)「減らせ早世」プラン 禁煙チャレンジ応援プラン、受動喫煙防止メッセージタグ・メッセージカード事業、あらかわ満点メニューの開発、健康応援店の拡充</p> <p>(2)「増やせ健康満足度」プラン 健康子育てサポーター育成講座、健康応援店店頭でのどこでも健康教室・健康相談の実施、健康づくりはじめの一歩事業、健康週間記念イベント</p> <p>重点プラン以外で、本事務事業で行う事業は次のとおりである。 健康づくり自主グループ活動支援、どこでも健康教室・健康相談</p>				
経過	平成13年3月	区民健康白書の作成			
	平成14年3月	健康生活実践ガイド（「健康日本21地方計画」）の策定			
	8月	健康増進法制定			
	平成16年8月	荒川区健康週間の制定			
	平成17年6月	生涯健康都市戦略本部の設置			
	10月	荒川区生涯健康都市宣言の策定			
	平成18年3月	生涯健康都市づくり戦略（18年度版）の策定			
	平成19年3月	健康増進計画・生涯健康都市づくり戦略（19年度版）の策定			
必要性	いつまでもいきいきと健康に暮らすことは区民誰もが願うことである。そのため、区は、区民の健康増進を図るべく、まちをあげて健康づくりを進める環境を整えていく必要がある。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	3,874	2,839	5,589	10,365	7,266	24,012	31,455	
決算額（19年度は見込み）	3,574	2,591	5,361	7,302	6,665	15,586	31,455	
人件費					33,023	22,732		
【事務分担量】（%）					394	295		
合計（+）	3,574	2,591	5,361	7,302	39,688	38,318	31,455	
国（特定財源）						184	161	
都（特定財源）						184	161	
その他（特定財源）								
一般財源	3,574	2,591	5,361	7,302	39,688	37,950	31,133	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	健康づくりグループ累計数	28	29	40	44	91	109	119
	どこでも健康教室（団体版）			105回3175	74回2,659名	65回2,408名	149回/4,292名	185回/8,100名
	どこでも健康教室（イベント版）			7回2,000名	9回3,921名	17回3,100名	8回/1,988名	5回/900名
	健康応援店認証数			130店	44店/174店	21店/143店	29店/170店	30店/200店
あらかわ満点メニュー提供店数						41店/41店	46店/87店	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	非常勤職員報酬・付加	2,149	非常勤職員報酬・付加	2,149	非常勤職員報酬・付加	2,183
	共済費	非常勤社会保険料	255	非常勤社会保険料	258	非常勤社会保険料	263
	報償費	健康週間講師謝礼等	1,036	健康週間講師謝礼等	1,627	健康週間講師謝礼等	1,357
	一般需用	健康週間ポスター等	1,661	健康週間ポスター等	3,701	健康週間ポスター等	5,214
	委託料	健康週間会場設営	1,344	満点メニュー開発支援	6,793	満点メニュー開発支援	8,206
	使用料及負担金補	健康週間会場使用料	164	健康週間会場使用料	435	健康週間会場使用料	404
				満点メニュー普及助成	464	満点メニュー普及助成	11,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	喫煙率	30.2	29.0	28.2			誕生日健診受診者の数値
	肥満率	22.5	21.6	24.2			同上

（問題点・課題分析）	<p>平成18年に策定した「荒川区生涯健康都市づくり戦略」に基づき、働き盛りの早世を予防するとともに、区民が健康づくりを進めやすい環境を整備するため、生涯健康都市戦略本部を中心に全庁的に健康づくり事業を推進する必要がある。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>健康日本21地方計画はすべての区で策定済みであり、各区が工夫を凝らしながら健康づくり事業を展開中</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組み具体的な改善内容	改善により期待する効果
	禁煙を効果的に進めるための教室を開始するとともに、受動喫煙防止環境を整備するため、効果的PR策を講ずる。	早世の減少につなげることができる。
	現在41店で提供する「あらかわ満点メニュー」について、居酒屋バージョンの開発などにより引き続き区内に拡大展開するとともに、区民の認知度・利用率を高めるため、効果的PR策を講ずる。	早世の減少につなげることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	健康づくりを支援する環境整備や健康的な生活習慣形成への支援を行う事業であり、優先度の高い事業である。

（状況）	
------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	健康手帳交付費	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	小川倫弘	内線	416
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	健康手帳交付費(26-36-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	57 年度	根拠法令等	老人保健法第12、13、20条	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	区民の健康づくりの推進[01-01]			
目的	健康診査の記録、日常生活における健康の保持等のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資するため交付する。				
対象者等	1 老人医療受給者 2 40歳以上で、健康診査、健康教育等を受けた者等のうち、希望する者。				
内容	<p>老人保健法の老人医療受給者及び40歳以上の者で希望する者に交付する（40歳以下の者にはイベント等で配布）。</p> <p>手帳の内容及び利用は次のようなものである。</p> <p>生活習慣病予防や健康づくりに関する保健情報を提供し、区民の健康増進に役立てる。</p> <p>各種健康診査の結果や血圧測定等の結果を記録し、個々の健康管理に役立てるとともに、生活習慣病予防のために活用する。</p> <p>医療の記録に係るページの各欄は、保険医療機関、保険薬局、介護保険施設等において記載する。</p> <p>なお、平成15年度作成分より「荒川区健康づくり宣言書」を、平成17年度作成分より「荒川区生涯健康都市宣言」を刷り込むこととした。</p>				
経過	<p>1 区民の生活習慣改善及び病気予防に役立てることを目的に、最新の保健医療情報を盛り込む等の改訂を行うなど、区の創意工夫を生かして作成してきている。</p> <p>2 国の通知にもとづき、医療の受給資格を証するページ及び医療の記録に係るページは、国の定める様式による。</p> <p>3 平成14年10月、老人医療制度の一部改正に伴い、同年10月1日から老人医療の対象者が70歳以上から75歳以上に引き上げられた（健康手帳の配付対象者も同様）。</p> <p>4 平成20年度より40～65歳未満の者に対する健康手帳の交付は、健康増進法に基づく事業に移行。</p>				
必要性	区民が自らの健康管理を行うとともに適切な医療の確保を可能にするよう、老人保健法に基づき、全国的一律に実施している事業であり、本区においても実施する必要がある。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>1 老人医療受給者については、該当者に郵送する。</p> <p>2 健康診査、健康相談及び健康教育等の参加者のうち40歳以上で希望する者に交付する。</p>				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額	754	850	1,015	595	543	543	543
	決算額（19年度は見込み）	645	666	678	398	357	54	543
	人件費					431	0	
	【事務分担量】（%）					5	0	
	合計（+）	645	666	678	398	788	54	543
	国（特定財源）	211	111	114	90	88	87	120
	都（特定財源）	212	173	115	85	109	5	120
その他（特定財源）								
	一般財源	222	382	449	223	591	-38	303
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	65歳以上交付者数	2,228	1,598	1,453	510	562	286	
	40～64歳交付者数	3,772	3,334	2,799	2,104	2,744	2,732	2,500

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用	手帳印刷	356	手帳カバー	54	手帳印刷ほか	543

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	手帳交付者数	2,614	3,306	3,018	2,500	2500	

（問題点・課題分析）	<p>配布部数の大部分は誕生日健診の受診者であるが、20年度の特健診への移行に伴い、健診はすべて外部委託になる可能性がある。このため、健康手帳の内容・配布方法・活用方法について、特定保健指導の中で活用など、新たに検討する必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	健康教育時等で健康手帳の利用方法（記録欄の活用等）を周知する。	健康手帳を効果的に活用してもらうことで、区民一人ひとりの健康管理能力を高めることができる。
	毎年3月に内容について精査し改訂する。	常に最新の保健医療情報を入手することができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	老人保健法に基づく事業であり、必要な事業である。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	栄養相談活動	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	新村真由美	内線	423
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	栄養教室（26-40-25-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	50 年度	根拠	老人保健法第14条、第20条、健康増進法第17条、第18条	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	区民の健康づくりの推進[01-01]			
目的	健康づくりの基本である栄養・運動・休養などの生活習慣を日常生活の中で正しく実践できるように、栄養を中心に健康についての知識や具体的な方法を示し、各人の行動変容を支援する。				
対象者等	健康づくりのために食生活改善を希望する区内在住者（家族を含む）				
内容	次の3事業を実施している。 （1）誕生日健診フォロー：誕生日健診の要指導者に対して生活習慣改善指導を実施。健診結果から生活の見直しが必要な人（集団指導）と経過観察が必要な人（個別指導）に分けて、より積極的に生活習慣を改善する動機付けを図る。 （2）栄養教室：高齢者の食生活改善を支援するため低栄養予防教室を開催する。 （3）栄養講習会（どこでも健康教室）：区民からの依頼による講習会を開催する。区民の希望の場所、日時、内容で実施。				
経過	（1）誕生日健診開始（昭和58年度）と同時に実施。平成15年度から健診フォロー事業に組み替えて実施 （2）平成13年度から高齢者対象と病態別教室に分けて実施したが、平成15年度から病態別教室は健康教室に組み替えて実施しさらに平成18年度からは地域ぐるみ健康づくり推進事業として子育て支援サポーター養成講座として実施した。また高齢者対象については福祉高齢者課と連携して低栄養予防教室を実施している。				
必要性	栄養＝「食」は、区民の健康づくりを推進する上で重要なファクターであり、区として適切な役割分担のもと実施する必要がある。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	689	661	324	283	298	155	182	
決算額（19年度は見込み）	616	644	297	276	293	116	182	
人件費					2,413	0		
【事務分担量】（%）					28	0		
合計（+）	616	644	297	276	2,706	116	182	
国（特定財源）	307	331	220	330	127	0	160	
都（特定財源）	319	331	225	330	105	0	160	
その他（特定財源）								
一般財源	-10	-18	-148	-384	2,474	116	-138	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	生活習慣病予防教室回数	104	118	10	10	12		
	生活習慣病予防教室参加人数	3,207	3,739	154	177	232		
	住民からの依頼による講習会回数			36	51	49	49	48
	住民からの依頼による講習会参加人数			532	692	924	924	796

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	消耗品	266	消耗品	155	消耗品	155
	一般需要	修繕費	27			修繕費	27

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	依頼による栄養講習会参加者数	692	924	796	900	1,000	

（問題点・課題）	働き盛り世代の早世予防対策として教室を母子事業にシフトして実施したが、PR不足か毎回参加者が少ない。また高齢者対策として福祉高齢者課と連携して実施している低栄養予防教室は何とか実施しているが、低栄養状態で個別に栄養ケアを必要としている高齢者の支援は現状の体制では困難である。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
働き盛り世代の早世予防と子育て支援を組み合わせた事業をテーマ、PRに工夫して継続して実施する。	働き盛り世代の早世予防と育児支援が期待できる。
健康寿命延伸のために高齢者に対する低栄養予防教室を継続して福祉高齢者課、地域包括支援センターと連携して実施する。	地域における包括支援センターでの実施により、継続的なフォローができるため食生活の改善が期待できる。
適正な食生活についての普及啓発を図るため、地域に出向いての講習会を拡充実施する。	身近な場所、要望に即したテーマの講習会を行うことにより区民の適正な食生活の改善が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	区民を対象とする栄養相談活動により食の健康づくりを推進するため重要な事業である。

議会議決 （要旨） 状況	
--------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	健診フォロー事業費	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	小川倫弘	内線	416
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	健診フォロー事業費(26-44-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	59 年度	根拠	老人保健法第12、14、15条	
終期設定	有 無	19 年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	区民の健康づくりの推進[01-01]			
目的	基本健診及び誕生日健診を受診後、健診結果をもとに事後指導を実施することにより、生活習慣病の発症や進行を予防するとともに、健康的な生活習慣の実践により、区民の自主的な健康管理と健康増進を図る。				
対象者等	基本健康診査受診者（生活習慣改善指導推進事業）と誕生日健診受診者				
内容	<p>1 誕生日健診後のフォロー：受診者に健診結果を取りにきていただき、その際同時に、医師、保健師、栄養士による生活習慣改善指導を実施する。必要に応じて医療機関の紹介も行う。</p> <p>2 健康相談：所外相談、所内相談を行う。</p> <p>3 栄養相談：生活習慣病等に関する食生活の相談を実施する。</p> <p>4 生活習慣改善指導推進事業：基本健診（医師会委託）の結果、高血圧、高脂血症、糖尿病のいずれかで、「要指導」と判定された者を対象に、約6ヶ月間にわたり医療機関において、生活習慣改善のための個別指導を実施する。喫煙については、禁煙の意向のある者を対象に、約3か月個別指導を実施する。</p> <p>5 健康づくり調査(15年度)：中年層の早世や疾病による障害・生活の質に影響を与える危険因子の分析・解明を図るとともに、調査により判明した情報の還元・健康情報の提供をすることにより健康づくりの動機づけを行い、区民の健康寿命の延伸に寄与するために東京都立大学と共同で実施。 回答数/送付数： 4,603/10,000(46%) 再調査等：毎年死亡追跡、20年度に再調査</p>				
経過	<p>1 誕生日健診後のフォロー：昭和59年度より実施</p> <p>2 骨粗しょう症健診フォロー：平成7年度より実施。平成15年度からは健診当日に個別に結果説明と生活習慣改善指導を行う。</p> <p>3 栄養相談：平成3年度より実施</p> <p>4 基本健診フォロー講座：平成11年度より実施。平成15年度から健康教室に統合。</p> <p>5 生活習慣改善指導推進事業：平成13年度より実施</p> <p>6 平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定保健指導に移行する。</p>				
必要性	区が行う健診のフォローにより、生活習慣病の発症や進行を予防するとともに、区民の自主的な健康管理と健康増進に結び付けていくための事業であり、区が実施する必要がある。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	<p>1 誕生日健診後のフォロー：年間41回</p> <p>2 栄養相談：相談日を設けて予約制で実施（36回）</p> <p>3 生活習慣改善指導推進事業 医師会に委託して実施（都補助事業）</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	4,593	4,484	8,017	2,530	2,479	2,792	2,805	
決算額（19年度は見込み）	2,207	2,066	5,251	2,050	1,978	2,077	2,805	
人件費					5,668	10,060		
【事務分担量】（%）					73	125		
合計（+）	2,207	2,066	5,251	2,050	7,646	12,137	2,805	
国（特定財源）	779	779	772	641	729	726	902	
都（特定財源）	853	628	612	749	699	726	1,045	
その他（特定財源）								
一般財源	575	659	3,867	660	6,218	10,685	858	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	誕生日健診フォロー参加者	769	892	1,182	1,319	1,234	1,287	1,380
	生活習慣改善指導事業参加者	4	5	0	6	2	0	20
	（骨粗しょう症フォロー参加者）	323	239	116	118			
	（基本健診フォロー講座）	35	78					

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般賃金	医師等雇上げ	1,892	医師等雇上げ	1,903	医師等雇上げ	2,001
	報償費		0	連携会議委員謝礼	0	連携会議委員謝礼	60
	一般需用	教材費	10	教材費	108	教材費	433
	役務費	結果郵送料	64	結果郵送料	66	結果郵送料	84
	委託料	生活習慣改善指導委託	12	生活習慣改善指導委託	0	生活習慣改善指導委託	227

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	誕生日健診フォロー参加率	59.1%	57.3%	58.1%	60.0%		
	（参考）同参加者数	1,319	1,234	1,287	1,380		
	（参考）誕生日健診受診者数	2,232	2,154	2,217	2,300		

（問題点・課題）	平成20年度に予定されている医療制度改革への対応を検討する必要がある。
他区の実況	（実施 16 区 未実施 6 区） 生活習慣改善指導推進事業（都単事業）は、16年度16区が実施

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	健診の受診結果に基づく保健指導を行うための事業であり重要な事業である。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	基本健康診査	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	小川倫弘	内線	416
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	基本健康診査(26-48-33-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	59 年度	根拠法令等	老人保健法第12、16条	
終期設定	有 無	19 年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	区民の健康づくりの推進[01-01]			
目的	生活習慣病の早期発見を図るため、スクリーニングを実施する。また、健診結果説明時などに健康管理に対する正しい知識を普及することにより、壮年期からの健康について認識と自覚を高める。				
対象者等	区内在住の40歳以上の者。ただし、社保、共済組合等の被保険者本人及び誕生日健診の該当者を除く。				
内容	<p>1 実施方法：荒川区医師会に委託し、医師会加入の区内の医療機関で実施。</p> <p>2 実施時期：毎年8月～10月の3ヶ月間</p> <p>3 対象者への通知：平成13年度から、受診勧奨のはがきを41歳以上の国保加入者全員と、前年度受診者のうち社保扶養・国保組合加入者に送付する。</p> <p>4 周知：基本健診期間前及び期間中に区報、ホームページで周知する。</p> <p>5 検査項目：問診、検尿、血液検査、胸部エックス線検査等。平成14年度からは、対象者に肝炎ウィルス検査も実施。</p> <p>6 健診結果：健診後、実施医療機関において本人に対して結果受診票により知らせる。</p> <p>7 健診後の指導：受診結果が要指導、要医療の者については、受診した医療機関において、必要に応じて指導を行う（医療が必要な場合は保険診療となる。）。なお、生活習慣改善指導推進事業（健診フォロー事業費）として、高血圧、高脂血症、糖尿病のいずれかで、「要指導」と判定された者を対象に、約6ヶ月間にわたり医療機関において、生活習慣改善のための個別指導を実施する。</p> <p>8 健診データ集計：各医療機関から提出された受診票を点検後、情報システム課においてデータ入力を行っている。</p>				
経過	昭和59年度より「荒川区老人保健法基本健康診査実施要領」を定めて実施。 平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健診に移行。				
必要性	老人保健法により区市町村の行うべき健診項目として定められたものであるとともに、区民ニーズの高い事業でもあるため実施する必要がある。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 荒川区医師会に委託し、医師会加入の区内医療機関で実施。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額		463,984	492,303	501,027	485,367	489,576	496,200	484,620
決算額（19年度は見込み）		460,892	476,613	501,026	475,920	480,600	466,901	484,620
人件費						6,819	5,652	
【事務分担量】（%）						137	95	
合計（+）		460,892	476,613	501,026	475,920	487,419	472,553	484,620
国（特定財源）		78,881	89,443	79,309	64,822	62,630	75,321	97,181
都（特定財源）		82,093	89,446	78,340	74,028	77,589	76,854	100,087
その他（特定財源）								
一般財源		299,918	297,724	343,377	337,070	347,200	320,378	287,352
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	対象者人口	89,272	87,974	90,290	91,181	93,241	93,275	94,820
	受診者数	30,023	30,279	31,911	31,082	32,797	32,853	33,618

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般賃金	受診票整理アルバイト	94	受診票整理アルバイト	126	受診票整理アルバイト	135
	一般需用	受診票等印刷	911	受診票等印刷	1,237	受診票等印刷	1,511
	役務費	通知ハガキ郵送	2,660	通知ハガキ郵送	2,633	通知ハガキ郵送	2,677
	委託料	健診委託料	476,935	健診委託料	462,905	健診委託料	480,297

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	受診率	34.1%	35.2%	35.2%	35.5%		
	（参考）受診者数	31,082	32,797	32,853	33,618		
	（参考）対象人口	91,181	93,241	93,275	94,618		

（問題点・課題分析）	平成20年度に予定されている医療制度改革への対応を検討する必要がある。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	老人保健法に基づき、生活習慣病の早期発見のため、医師会に委託し実施する健診であり、重要な事業である。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	誕生日健診	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	小川倫弘	内線	416
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	誕生日健診(26-48-66-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	59 年度	根拠	老人保健法第12、16条	
終期設定	有 無	19 年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	区民の健康づくりの推進[01-01]			
目的	生活習慣病の早期発見を図るため、スクリーニングを実施する。誕生日健診は、がん検診と同時に実施する。また、健診結果説明時などに健康管理に関する正しい知識を普及することにより、壮年期からの健康について認識と自覚を高める。				
対象者等	区内在住の40、45、50、55、60歳の節目年齢者				
内容	1 実施場所	がん予防・健康づくりセンター			
	2 通知方法	誕生日にあわせて、対象者に個別通知し、希望日を予約する。			
	3 診査内容	(1)基本診査 問診、尿検査、血液検査、胸部エックス線検査、血圧測定、診察、肝炎ウイルス検査（胸部エックス線検査は、肺がん検査と兼ねる）			
		(2)選択検査 眼底検査、心電図			
		(3)その他 歯周疾患検診（40、50、60歳）、骨密度測定（女性）			
経過	1 昭和59年度より「荒川区老人保健法基本健康診査実施要領」を定めて実施。 2 平成7年度より歯科健診を加えた。 3 平成8年12月よりがん検診との同時実施とした。 4 平成14年4月より肝炎ウイルス検査を導入した（平成18年度まで）。 5 平成17年度より歯科健診の対象年齢を40、50、60歳とし、骨密度測定の対象を女性受診者全員とした。また、歯科健診の予算は「歯周疾患検診」に区分することとした。 6 平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健診に移行する。				
必要性	老人保健法により区市町村の行うべき健診項目として定められたものであり、区民ニーズの高い事業でもあるため実施する必要がある。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額		17,428	19,355	20,238	19,740	15,767	16,468	14,605
決算額（19年度は見込み）		16,117	18,426	19,492	17,164	12,737	13,174	14,605
人件費						10,500	18,889	
【事務分担量】（%）						158	265	
合計（+）		16,117	18,426	19,492	17,164	23,237	32,063	14,605
国（特定財源）				3,998		5,215	5,150	2,357
都（特定財源）				3,983		4,732	5,255	2,762
その他（特定財源）								
一般財源		16,117	18,426	11,511	17,164	13,290	21,658	9,486
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	受診対象者数	12,418	13,174	13,232	12,726	11,947	11,884	13,125
	受診者数	2,055	2,215	2,198	2,232	2,154	2,217	2,300

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	非常勤看護師	2,129	非常勤看護師	2,129	非常勤看護師	2,129
	共済費	非常勤の社会保険料	255	非常勤の社会保険料	258	非常勤の社会保険料	263
	一般賃金	医師、検査技師雇上げ	5,991	医師、検査技師雇上げ	5,850	医師、検査技師雇上げ	6,560
	報償費	眼底写真読影謝礼	240	眼底写真読影謝礼	240	眼底写真読影謝礼	240
	一般需用	検査材料等	2,251	検査材料等	2,196	検査材料等	2,580
	委託料	血液検査委託等	1,872	血液検査委託等	1,842	血液検査委託等	2,833
	備品購入			スパイロメーター	659		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	受診率	17.5%	18.0%	18.7%	17.5%	-	
	（参考）受診者数	2,232	2,154	2,217	2,300	-	
	（参考）対象人口	12,726	11,947	11,884	13,125	-	

（問題点・課題分析）	平成20年度に予定されている医療制度改革への対応を検討する必要がある。
他区の実況	（実施 6 区 未実施 区） 基本健診は全区で行っているが、節目年齢を対象として別事業で実施しているのは7区

問題点・課題の改善策検討	
	平成20年度以降に取り組み具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	生活習慣病の早期発見のための区直営健診であり、区民の健康状況把握のためにも重要な事業である。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	歯周疾患検診	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	山田宏美	内線	423
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	歯周疾患検診（26-48-70-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	17年度	根拠法令等	健康増進法・老人保健法	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	区民の健康づくりの推進[01-01]			
目的	成人歯科保健対策として生活習慣病の一つである歯周疾患を予防し、区民の口腔の健康保持および歯の喪失を防ぐ。また、身近な地域のかかりつけ歯科医の定着を促進する。				
対象者等	当該年度に40・50・60・70歳を迎える区民 対象総数9,316人				
内容	1 実施場所 がん予防・健康づくりセンター（70歳については区内歯科医院） 2 実施方法 40・50・60歳 …… がん予防・健康づくりセンターでの誕生日健診時に実施 70歳 …… 対象者に個別通知し、区内歯科医療機関で実施 3 検診内容 問診（歯科保健行動、相談事項の把握） 口腔診査（現在歯、未処置歯、処置歯、喪失歯、補綴歯の有無） 歯周疾患診査（歯周ポケット測定 CPI、歯垢、歯石付着状況等） 個別相談指導（歯みがき指導、受診勧奨）				
経過	平成7～16年度 がん予防・健康づくりセンターでの誕生日健診時に40・45歳を対象に成人歯科検診を実施した。 平成17年度 誕生日健診で歯周疾患事業として対象年齢を拡大（40・50・60歳へ）して実施、6月からは荒川区歯科医師会での委託検診を開始（70歳及び誕生日健診が受診できない方）した。国においては平成16年度から「保健事業実施要領」の一部改正により対象年齢を40・50・60・70歳に拡大している。				
必要性	老人保健法により区市町村の行うべき健診項目として定められたものであり、区民ニーズの高い事業でもあるため実施する必要がある。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 40、50、60歳 = 直営 70歳 = 歯科医師会に委託				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）						
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額					5,756	5,771	4,677
決算額（19年度は見込み）					4,138	4,027	4,677
人件費					2,015	1,904	
【事務分担量】（%）					27	59	
合計（+）	0	0	0	0	6,153	5,931	4,677
国（特定財源）					1,169	1,147	1,109
都（特定財源）					1,169	1,147	1,109
その他（特定財源）							
一般財源	0	0	0	0	3,815	3,637	2,459
事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
対象者人口					9,221	9,443	9,316
受診者（直営）					996	972	1,000
受診者（委託）					140	140	234

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般賃金	歯科医師・衛生士	2,988	歯科医師・衛生士	2,912	歯科医師・衛生士	2,988
	一般需要	検診器材・印刷費等	333	検診器材・印刷費等	297	検診器材・印刷費等	394
	役務費	通知はがき郵送料	117	通知はがき郵送料	118	通知はがき郵送料	125
	委託料	委託費	700	委託費	700	委託費	1,170

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	直営検診受診率（40・50・60歳）		14.4%	15.0%	20.0%	25.0%	受診者数/対象者数
	委託検診受診率（70歳）		6.1%	5.4%	10.0%	25.0%	受診者数/対象者数

（問題点・課題）	<p>1 平成18年度の歯周疾患検診結果によると口腔状態の健康な者は8%、要指導者は12%、う蝕や歯周疾患で受診が必要な者は80%と口腔状態を改善する必要がある者が非常に多い。</p> <p>2 委託検診の受診率が低い。</p> <p>3 検診の精度管理が必要である。</p> <p>4 歯周疾患は生活習慣病であり、生涯にわたり健康な口腔で過ごすために、早期からの検診や教育等の取り組みが必要である。</p>
他区の実況	（実施 20 区 未実施 3 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
70歳の委託検診の受診率の向上を図るため、PRを積極的に行う。	検診の実施により口腔状態の改善を図る機会をつくり、高齢者の口腔保健の向上が期待できる。
歯科医師会と連携を図り、マニュアルの普及や改善を行い精度管理の徹底を図る。	精度の高い検診の実施により、受診者への的確な指導や治療ができる。
早期からの健康教育を実施する。	若年層からの知識の普及により、生涯にわたる口腔保健の向上を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	歯周疾患の予防と早期発見のための検診であり、重要な事業である。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	受託健診	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	小川倫弘	内線	416
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	受託健診(26-50-20-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	50 年度	根拠	労働安全衛生法第66条	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	区民の健康づくりの推進[01-01]			
目的	労働安全衛生法第66条に規定する定期健康診断の実施義務者等からの申し込みを受け、その従業員等に対する健康診断を実施する。 *平成17年4月 旧結核予防法改正により、一般企業事業者における健診実施義務は削除された。				
対象者等	区内小規模企業（従業員数50名未満）の従業員、障害者通所施設の通所者等				
内容	<p>1 検査項目（労働安全衛生法に規定する定期健康診断） 身体測定（BMI）、視力、聴力検査、血圧測定、問診、診察（聴打診）、胸部エックス線検査、尿検査、貧血検査、白血球数、血糖検査、肝機能検査、血中脂質検査、心電図検査</p> <p>2 実施回数 年間29回（毎月2～3回）。申し込みは電話予約等。1回の予約人員は50名程度。</p> <p>3 検査費用（使用料）当日支払いとし、診断書料（手数料）は2～3週間後の診断書交付時に徴収する。</p>				
経過	<p>1 平成元年10月1月労働安全衛生法規則が改正され、検査項目に聴力検査、血液検査、心電図検査が導入された。</p> <p>2 平成11年1月労働安全衛生法規則改正。糖尿病、高脂血症が増加する中で、生活習慣病の早期発見・早期予防のため、血糖検査、HDLコレステロール検査、BMI（肥満度）指数が導入された。</p> <p>3 平成16年度より血液検査を民間検査機関に委託した。</p>				
必要性	区内小規模企業における健診については、旧結核予防法による健診実施義務が廃止されたことや、民間医療機関における健診体制が整備されたことに伴い、区が実施する意義が薄れている。今後は、障害者通所施設の通所者等、民間での実施が困難なケースに特化し、実施することが望ましい。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 血液検査委託；民間検査機関に委託				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額	3,768	3,377	5,568	5,083	4,769	5,008	5,338
	決算額（19年度は見込み）	2,435	2,988	4,925	3,962	3,802	3,877	5,338
	人件費					8,452	2,135	
	【事務分担当】（%）					127	25	
	合計（+）	2,435	2,988	4,925	3,962	12,254	6,012	5,338
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	6,093	5,612	6,107	5,630	5,103	4,495	8,346
	一般財源	-3,658	-2,624	-1,182	-1,668	7,151	1,517	-3,008
	実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
	受診者数	1,160	1,097	1,216	1,120	996	909	1,300
	事業所数	213	222	221	223	185	169	

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	がん検診費	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	成澤友美	内線	416
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	がん検診費(26-52-81-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成 44～平成2年度	根拠	老人保健法第20条・がん予防重点健康教育及び	
終期設定	有	無	法令等	がん検診実施のための指針（厚生労働省通知）	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	区民の健康づくりの推進[01-01]			
目的	がんを早期に発見し、がん予防について正しい知識を広め、区民の健康づくりを目的とする。				
対象者等	がん検診対象者 胃がん : 35歳以上の区民 肺がん・大腸がん : 40歳以上の区民 子宮がん : 20歳以上の偶数年齢の区民（女性のみ） 乳がん : 40歳以上の偶数年齢の区民（女性のみ）				
内容	(1)検診事業：検診対象者に対し個別に検診の案内を送付する。ハガキ等で受診の申込受付を行う。受診者に対し受診結果を通知する。要精検者には医療機関での精密検査の受診案内を行う。 (2)がん予防、禁煙教室の実施 (3)がん集団検診、予防教育に関する調査・研究 (4)がん検診従事者の研修（細胞検査士・放射線技師・保健師等）				
経過	平成 2年10月15日 財団法人荒川区がん予防センター設立 平成12年 4月 1日 組織改正により保健衛生部庶務課から保健福祉部保健福祉計画課へ事務移管 平成18年 3月31日 財団法人荒川区がん予防センター解散 平成18年 4月 1日 組織改正により健康部健康推進課の所管となる。				
必要性	日本人の死因の第一位であるがんの早期発見及び予防のため、がん検診やがん予防教育は必要不可欠である。また、がん検診を通じて区民の生活習慣の見直し等自分自身の意識や行動の変容につながり、自らが行なう健康づくりのきっかけとなるため必要性は高い。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 平成17年度まで（財）荒川区がん予防センターに委託して実施 平成18年度からは区の直営の事業となる				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	189,389	145,148	183,759	189,778	197,212	326,181	248,588	
決算額（19年度は見込み）	186,162	142,641	174,287	187,364	188,831	273,417	248,588	
人件費					2,915	85,212		
【事務分担量】（%）					70	1,170		
合計（+）	186,162	142,641	174,287	187,364	191,746	358,629	248,588	
国（特定財源）								
都（特定財源）	6,933	4,798	5,519	4,346	1,646	36,416	0	
その他（特定財源）								
一般財源	179,229	137,843	168,768	183,018	190,100	322,213	248,588	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	がん検診受診者数	57,481	57,622	61,121	61,277	60,831	57,161	57,200
	要精検者数	4,370	3,720	3,307	3,070	2,671	3,052	4,000
	精密検査受診者数	2,724	2,736	2,195	2,260	1,899	1,960	3,111
	がん発見者数	57	62	66	54	40	50	60

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬			非常勤職員報酬	16,370	非常勤職員報酬	17,405
	共済費			社会保険料	1,948	社会保険料	2,098
	一般賃金			検査技師等	9,134	検査技師等	11,138
	報償費	精密検査結果報告書	2,848	精密検査結果報告書	2,940	精密検査結果報告書	4,667
	消耗品費	大腸がん検診試薬	6,415	検診用消耗品	24,996	検診用消耗品	29,639
	印刷製本費			印刷製本（受診票等）	4,254	印刷製本（受診票等）	7,061
	役務費			郵送料（通信八ガキ）	14,295	郵送料（通信八ガキ）	15,781
	委託料	公社及び医師会委託	179,568	保守委託・検診委託	103,873	保守委託・検診委託	115,757
	賃借料			検診機器等	25,711	検診機器等	45,042
	備品購入費			検診機器等	69,893		0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	受診率（％）	17.1	17.1	17.6	17.6	25	受診者数 / 対象人口
	精密検査受診率（％）	73.6	71.1	64.2	77.8	80	精密検査受診数 / 要精検者数
	がん発見率（％）	0.09	0.07	0.09	-	-	がん発見者数 / 受診者数

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検診希望者の増加に対応できるような検診システムを検討していく。 ・ がん検診データを有効に活用できるようにする。 ・ 受益者負担について検討する。
実施状況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
土・日曜日も含めた検診回数を見直す。	受診率の向上が図れる。
受益者負担の導入を検討する。	がん検診費の財政負担の軽減が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	がん予防・がんの早期発見をすることは、区民の健康づくりの推進を図るために必要である。

議（要質問状）	
---------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	骨粗しょう症予防事業費	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	小川倫弘	内線	416
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	骨粗しょう症予防事業費(26-56-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	7年度	根拠	老人保健法第12、16条	
終期設定	有 無	19年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	区民の健康づくりの推進[01-01]			
目的	骨粗しょう症予防対策として、骨密度測定と結果説明を行い、生活改善による骨粗しょう症の予防、早期発見・治療に結びつける。				
対象者等	1 誕生日健診で40・45・50・55・60歳の女性を対象に実施（年間41回） 17年度より拡大 2 その他の年齢は健康関連イベントにおいて実施				
内容	1 骨密度測定 がん予防・健康づくりセンターを会場に、超音波法による骨密度測定を行う。 2 結果説明等 測定直後に、個別に結果説明と生活習慣改善指導を行う。				
経過	<p>1 事業の経緯</p> <p>(1)平成7年度に東京都が補助事業を開始。 40歳以上の節目年齢者を対象とした事業 30歳代以上の女性を対象とした「女性の健康づくり事業」（国の補助事業）</p> <p>(2)平成8年1月に荒川区で本事業を開始。 誕生日健診（40・45歳,年41回）、公募健診（月1回）、婦人科検診と同時実施（月1回）</p> <p>(3)平成9年度をもって「女性の健康づくり事業」が廃止。</p> <p>(4)平成15年度から、都任意事業「骨粗しょう症予防対策事業」の見直しに伴い、健診の対象年齢及び補助基準単価の変更と、事後指導に係る補助金の廃止が導入される。</p> <p>(5)平成17年度から都「骨粗しょう症予防対策事業」の補助金が廃止になった。</p> <p>2 事業の変更</p> <p>(1)平成13年度から誕生日健診時の骨密度測定対象者に50歳の者を加え、40、45、50歳に変更する。また、区民の利便に資するため、年2回土曜・日曜健診を実施する。</p> <p>(2)平成15年度から、健診機会を生活習慣の改善への契機とするため、健診当日に結果返しと個別指導を行う。</p> <p>(3)平成15年度から、婦人科がん検診と同時に実施していた分（月1回）を、事業の整理の観点から中止する。また、女性の骨密度は更年期以降急激に低下し、高齢期での改善は困難であり、転倒予防に重点を置くことが適切であるため、71歳以上の女性は対象外とした。</p> <p>(4)平成17年度から、若年からの骨粗しょう症予防に重点を置き、事業全体の見直しを行った。これにより、健康づくりのイベント時の健診を充実し、誕生日健診時の骨密度測定の対象に55、60歳を加えるとともに、毎月行っていた公募健診（土曜・日曜健診を含む）を廃止した。</p>				
必要性	老人保健法により区市町村の行うべき健診項目として定められたものであり、区民ニーズの高い事業でもあるため実施する必要がある。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 1 誕生日健診においては、常勤職員及び臨時職員の検査技師が検査を行っている。 2 健康関連イベントにおいては、常勤職員の検査技師が検査を行っている。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	995	945	617	690	4,297	591	591	
決算額（19年度は見込み）	952	864	616	624	2,459	512	591	
人件費					862	0		
【事務分担量】（%）					10	0		
合計（+）	952	864	616	624	3,321	512	591	
国（特定財源）								
都（特定財源）	113	99	15	0				
その他（特定財源）								
一般財源	839	765	601	624	3,321	512	591	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	誕生日健診時の受診者	721	747	771	802	1,389	1,362	1,380
	公募等による受診者	1,058	1,017	597	468			
	イベント等での受診者					314	0	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般賃金	検査技師雇上げ	447	検査技師雇上げ	447	検査技師雇上げ	447
	一般需用	事務用品、印刷製本	90	事務用品、修繕費等	65	事務用品、修繕費等	144
	備品購入	骨密度測定器	1,922				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	受診率	23.6%	23.2%	24.3%	22.3%		受診者/誕生日健診対象者（女性）
	（参考）受診者数	802	1,389	1,362	1,380		
	（参考）誕生日健診受診対象女性数	3,399	5,996	5,613	6,196		
	イベント等での受診者数		314	0			

（問題点・課題）	20年度誕生日健診の廃止に伴い、効果的な骨密度測定の利用方法を検討する必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	老人保健法に基づく事業であり、区民ニーズも高いことから必要な事業である。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	特定給食施設講習会	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	新村真由美	内線	423
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	特定給食施設講習会（26-76-40-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	60 年度	根拠	健康増進法第21条、第22条	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	区民の健康づくりの推進[01-01]			
目的	特定給食施設における栄養管理及び栄養技術の向上を図るとともに、各施設間のネットワークづくりを支援する。				
対象者等	区内特定給食施設に勤務する栄養士等（病院、保育園、事業所、特養ホーム等78施設）				
内容	（1）講習会 特定給食施設に対して栄養管理業務の改善に必要な情報を生活衛生課実施の集団給食施設講習会で情報提供している。 区内の各職域（病院、保育園、福祉施設等）の栄養士に対し、外部講師による講習会を行い、より実践的な栄養管理についての学習を支援するとともに各施設間のコミュニケーションを図り、地域のネットワークづくりを支援している。職域別に年2回実施。 （2）特定給食施設実態調査 年1回実施。				
経過	・昭和50年から第2ブロック共催で実施してきた栄養管理者講習会と栄養技術講習会を各区の特性に合わせた講習会とするため、平成16年度までに段階的に解消した。 ・平成12年度には、第2ブロック特定給食施設栄養技術講習会の一部を組み替えて職域ごとの栄養士講習会とし、平成14年度には第2ブロック特定給食施設栄養管理講習会を本事業に統合した。 ・平成17年度からは年2回講習会開催となる。 生活衛生課の開催する集団給食施設講習会にて情報提供を実施。 各施設に勤務する栄養士の技術の向上と地域のネットワークを図るための講習会を実施。 ・平成18年度は帳票改正等により外部講師ではなく保健所栄養士による説明会を実施した。（栄養管理報告書の書式変更、幼児向け食事バランスガイドの活用について）				
必要性	特定給食施設に配置される栄養士は、少数配置のため給食施設における栄養管理を行う上での情報交換が不足しがちであるため各施設間のネットワークを構築し、お互いに協力しあうシステムづくりが必要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	83	121	101	93	62	62	62	
決算額（19年度は見込み）	79	111	91	88	59	0	62	
人件費					1,293	1,281		
【事務分担量】（%）					15	15		
合計（+）	79	111	91	88	1,352	1,281	62	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	79	111	91	88	1,352	1,281	62	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	講習会参加数（保育園・病院）	37	33	33	39	67	73	78
	栄養管理講習会参加数			52	59			
	集団給食施設講習会参加数					34	39	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	講師謝礼	59	講師謝礼	0	講師謝礼	60
	一般需用	消耗品費	0	消耗品費	0	消耗品費	2

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	特定給食施設栄養士講習会参加率	78%	86%	93%	100%	100%	出席施設数 / 対象施設数
	特定給食施設栄養管理講習会参加率	77%	-	-	-	-	出席施設数 / 対象施設数
	集団給食施設講習会	-	44%	50%	60%	100%	出席施設数 / 対象施設数

（問題点・課題）	<p>病院、保育園、特養ホーム等には職域ごとの講習会を開催して、栄養管理業務に必要な法令改正等の情報を提供し、栄養管理及び栄養技術の向上を図るべく支援しているが、事業所（11ヶ所）は講習会への参加率が低いため文書等での情報提供のみとなっている。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>区により実施方法は異なる。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>事業所の巡回指導を計画的に行い栄養情報の提供など決め細かい支援を行う。</p>	<p>最新の栄養情報が提供され給食内容の改善が期待できる。このことは事業所に勤務する働き盛り世代の健康づくりの支援につながる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	施設入所者等の栄養改善のため必要な事業である。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	ウォーキングロードのルート整備費	部課名	土木部道路課	課長名	小椋 茂雄
		担当者名	諸角 明彦	内線	2738
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	ウォーキングロードのルート整備費（33-36-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18年度	根拠		
終期設定	有 無	21年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	区民の健康づくりの推進[01-01]			
目的	荒川区生涯健康都市づくり戦略の施策の一つとして、区内の道路・公園にウォーキング道路を整備することにより、区民が日常的に運動を行うことができる環境を整備することを目的とする。				
対象者等	ウォーキングロード				
内容	<p><整備計画></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度～21年度(4ヵ年) 荒川区を南千住地域、荒川・町屋地域、日暮里地域、尾久地域の4地域に分けて、各年度毎に1地域ずつ整備する。 ルートマップの案内看板、ルートの変化点及び中間地点に誘導標を設置する。 <p><平成18年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 南千住地域(汐入地区) 2ルート：「隅田川の川沿い散策ルート」(河川管理用通路、距離 4.6km) 「新しい街並み散策ルート」(白鬚西地区再開発事業地区内歩道、距離 1.9km) <p><平成19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 荒川・町屋・尾久地域 2ルート：「都立尾久の原公園周遊ルート」(距離 約2km) 「補助306号線縦断ルート」(距離 約1.3km) 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度：荒川区生涯健康都市づくり戦略の施策の一つとして位置づけ 平成18年度：南千住地域に2ルートを整備 				
必要性	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現を図るため、区民が日常的に運動を行うことができる環境を整備する必要がある。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		(単位：千円)						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額						4,548	4,548
	決算額(19年度は見込み)						3,675	4,548
	人件費						2,135	
	【事務分担量】(%)						25	
	合計(+)	0	0	0	0	0	5,810	4,548
	国(特定財源)							
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	0	0	5,810	4,548	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	ルート整備地域						南千住	荒川・町屋・尾久

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	工事請負費				案内看板・誘導標設置	3,675	案内看板・誘導標設置

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	ルート整備地域			1地域	1地域	4地域 (21年度)	南千住、荒川・町屋、尾久、日暮里の4地域

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・都道を含めたルートを選定する場合には、道路管理者である東京都第六建設事務所の了承を事前に得ておく必要がある。 ・区の東西地域を結ぶネットワークを形成するため、隅田川沿いの堤防整備に合わせて、河川管理用通路やテラスを活用したルートを検討していく必要がある。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	都道を管理する東京都第六建設事務所に対して、本事業の趣旨を説明のうえ、ルート案内看板や誘導標の設置について協力を求めていく。	広幅員の歩道を有する都道を含めたルート設定が可能となり、安全で歩きやすい環境を提供できる。
	隅田川沿いの堤防整備状況を把握し、河川管理者である東京都第六建設事務所に対して、本事業の趣旨を説明のうえ、ルート案内看板や誘導標の設置について協力を求めていく。	区の東西を結ぶウォーキングロードのネットワークが形成される。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	区民が身近な場所で運動が出来る環境を整備するための事業であり、重要な事業である。

況議（要旨）	H15年二定：あらかわ遊園内や尾久の原公園の散歩道や区内の史跡、名所めぐりの紹介にあわせてウォーキングコースを設定して、楽しみながら運動を継続できる環境づくりに努めること
--------	---